

シャプラニール海外活動行動指針（2019年3月改訂）

シャプラニールは、2001年度に法人化（特定非営利活動法人）するにあたり、その準備の一環として、海外活動全体を貫く考え方や今後の方向性を明らかにすることを目的に「海外活動行動指針」を作成した。一方、シャプラニール全体としても3年間の「中期ビジョン（2004～2006）」をまとめ、さらに5年間の「中期方針（2007～2011）」を策定。こうした中期的な方針にあわせて「海外活動行動指針」も見直すこととし、2008年に最初の改訂が行われた。その後、新たに「中期ビジョン（2013～2015）」がまとめられたことを受け、そこに示されている方針と、海外における活動の整合性を確認し、一層の充実を目指して改訂が行われた。今回、中期ビジョン（2016～2020）の策定を受け2019年3月に見直しを行った。

目指すもの

シャプラニールは定款で、すべての人が豊かな可能性を開花することのできる社会の実現を目指すことを掲げている。私たちは、すべての人はみずからの力で立つことができると信じる。しかしながら多くの人が不公正な社会の構造によってその力を奪われ、尊厳をもって生きられない状況におかれている上、本来こうした構造を是正すべき「開発」が、むしろ不公正を助長しているという現状がある。シャプラニールはこうした現実を真摯に受け止め、人々が奪われた力を取り戻すこと、すなわちエンパワメントに取り組む。真のエンパワメントが個人のレベルで実現されれば行動が変わり、周囲に影響を及ぼし、それによって個人が属する家庭やコミュニティをはじめとした周辺社会の変化にもつながる。

すべての人々が尊厳を持って生きられる社会をつくるためには、単純に財やサービスを供給するだけではなく、個人のエンパワメントと同時に、構造的に人の尊厳を奪う社会的、制度的な仕組みを変えことによって根本的な問題の解決をはからなくてははいけない。そのためには既存の社会や制度の中で、力をもつ側にある人を含めた様々な当事者への働きかけが大切である。以上は人権の実現を目指すという考え方に通じるものである。

個人のエンパワメントも社会の変革も、様々な当事者が自らの持つ力を認識することなくしては始まらない。シャプラニールはこうした気づきを促すファシリテーターとしての役割を担い、主に現地パートナーを通じて様々な当事者（マルチステークホルダー）へ働きかけることにより、個人のエンパワメントおよび社会や制度の変化を目指す。

原則 ～問題の根本的な解決のために～

(1) 事実に立脚した状況の把握

開発の現場においては、問題の因果関係を誤って解釈し、それに基づいて行動してしまうことが多い。しかし貧困や差別・抑圧の問題は、世界や社会のあり方にその根をもっており、それを分析するには私たちは常に個人々の現実に光を当て、幻想や思い込みを排除した事実に立脚する必要がある。

(2) 当事者主体の原則

海外活動の現場においては、南アジアにおける経済社会発展や開発援助から「取り残された人々」および、それを取り巻く周辺の人々が主体となること。すなわち、彼/彼女らあるいは現地パートナー等の組織が自ら考え問題を解決すべく活動することを重視する。また、シャプラニールはこうしたプロセスを、外部者かつ媒介者として支援する。

(3) 多様な当事者への働きかけの強化

社会課題を解決するために、対象とする課題の構造や原因に深く関わっている多様な当事者の存在を認識し、そうした個人や組織への働きかけを強化する。

活動内容

シャプラニールは、上記「目指すもの」に掲げた目標の実現に向け、個人のエンパワメントおよび社会や制度の変化を目指した活動を行う。実施にあたっては主にパートナーシップを通じて取り組み、特定の目標と期間、予算の定められたプロジェクト形式を基本とする。災害や紛争等の人道危機への対応も行う。緊急救援については、別途「緊急救援活動原則」を定めている。

また、効果的な活動を行うために以下のような取り組みも単独もしくは組み合わせて行う。ただし、アドボカシーについてはシャプラニールの強みである現場での実践に基づいて行う。

- ・ アドボカシー
- ・ 組織強化
- ・ 情報の収集と共有
- ・ 活動の波及や連携を念頭においたネットワーキング
- ・ さまざまな当事者間の経験交流の促進
- ・ 調査研究

なお、これらについて常に質の高い活動を行うため、パートナー団体との対話や交流を通じて組織のガバナンスを注視するとともに、シャプラニールとパートナー団体、双方のスタッフに対する必要な研修機会の提供など、人材育成等にも努める。